

## 一般競争（指名競争）参加資格について

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）における一般競争参加資格につきましては、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 物品（製造・販売・役務提供）について

物品にかかる、一般競争参加資格は、国（中央省庁）の統一参加資格（全省庁統一資格）をもって、管理運用法人の有資格者とします。

したがって、国の一般競争参加資格を有している場合は、改めて管理運用法人への登録申請手続きは必要ありません。

#### 2. 建設工事／測量・建設コンサルタントについて

建設工事／測量・建設コンサルタントにかかる、一般競争参加資格は、厚生労働省の一般競争参加資格をもって、管理運用法人の有資格者とします。

したがって、同省の一般競争参加資格を有している場合は、改めて管理運用法人への登録申請手続きは必要ありません。

本件に関する問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人

総務部経理課

TEL：03-3502-2485